

経過措置期間延長のお知らせ

モルペス[®] 細粒 2%
モルペス[®] 細粒 6% 藤本製薬グループ
藤本製薬株式会社

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社ならびに弊社製品に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「モルペス細粒 2%・6%」につきまして、経過措置期間を 2025 年 3 月末日までのご案内しておりました。この度の官報告示（2025 年 3 月 7 日付 厚生労働省告示第 54 号）により、下記のとおり経過措置期間の延長が決定いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、本剤の名称変更品である『モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 10mg・30mg 「フジモト」』は販売しておりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

■ 経過措置期間が延長される品目

経過措置品目	現行の経過措置期間満了日	延長後の経過措置期間満了日
モルペス細粒 2%	2025 年 3 月 31 日	2026 年 3 月 31 日
モルペス細粒 6%		

【お問い合わせ先】

藤本製薬株式会社 学術部

TEL : 0120-225-591 FAX : 0120-116-026

受付時間 : 月～金 9 : 00～17 : 00（土日・祝日及び弊社休業日を除く）